

事務連絡  
令和2年5月29日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための  
衛生・防護用品の都道府県等における備蓄の推奨と体制整備について

新型コロナウイルス感染症への対応に多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染が発生した際の社会福祉施設等に対する物資の供給については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」（令和2年4月7日付け厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）の中で、衛生部局と民生主管部局が連携の上、防護具等を確保した上で、社会福祉施設等で感染が発生した場合については、民生主管部局が当該施設に対し、防護具等の速やかな放出を行うよう依頼しているところです。

感染が発生した際の社会福祉施設等については、緊急事態であり、それ以上の感染拡大を防ぐ観点から、当該施設等に対して一刻も早い物資の供給が必要です。

また、感染が発生していない社会福祉施設等についても、必要なマスク等の防護具や手指消毒用エタノール等（以下「防護具等」という。）を確保し、それらを適切に用いながら適切にサービスを提供することが重要です。

一方で、これらの防護具等の中には、国内需給が逼迫している品目もあり、それぞれの社会福祉施設等では確保が難しい場合もあります。

このため、社会福祉施設等が安心してサービスを提供できるよう、下記の通り厚生労働省から都道府県等（政令市・中核市含む。以下同じ）の民生主管部局に対して、防護具等の供給を行うことにいたしました。

防護具等の供給を行うに当たっては、都道府県等で予めご準備いただきたい事項などがあることから、都道府県等における防護具等の確保・備蓄とその適切な供給・放出に関して対応いただきたい点について、下記のように留意事項をまとめましたので、都道府県等におかれては適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 感染が発生した社会福祉施設等に対する防護具等の支援について

#### (1) 基本的考え方

現在、社会福祉施設等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の都道府県等の対応については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」（令和2年4月7日付け医政局経済課ほか連名事務連絡）において、

- ① 民生主管部局内においても必要な防護具等の備蓄の確保に努めることとした上で、
- ② 当該防護具等について確保できない場合については、衛生部局に伝達し、協力を要請することとし、
- ③ その上で、社会福祉施設等で感染が発生した場合については、民生主管部局が当該施設に対し、防護具等の速やかな放出を行うよう依頼しているところです。

一方で、②のように、部局間の調整を挟んで物資の確保を行うことは、緊急時に速やかな放出を行う観点で言えば、調整に時間がかかることも考えられることから、民生主管部局においても必要な防護具等を確保しておくことが必要と考えられます。

#### (2) 検討・準備いただきたい点について

- (1)での考え方を踏まえ、現在、国から都道府県等の民生主管部局に対し、感染が発生した社会福祉施設等において必要となる防護具等として、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドの配布を検討しています。（サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドそれぞれを約100万程度国で購入し、人口比で配分し配布予定。これらの防護具等は必ずしも一括で配送になるとは限りません。6月下旬以降配達予定。詳細は追ってお知らせします。）
- 配布に当たっては、基本的に緊急事態に向けて都道府県等で備蓄いただくことを想定していますので、備蓄しておく場所（倉庫）や都道府県等の内部での防護具等の管理体制を整備していただくようお願いいたします。

- なお、感染者が発生した社会福祉施設等に対する支援を想定した配布数となりますので、社会福祉施設等ごとの備蓄やすべての市町村での備蓄は想定していませんが、都道府県等の中でより迅速に緊急時の社会福祉施設等に防護具等が配送することができるよう、例えば、各都道府県等の中で、振興局などの出先機関に分けて備蓄することも検討いただければと思います。
- 今回の国から配布することを想定している防護具等の対象サービスは、高齢者・障害児者・児童・生活困窮者向けの福祉施策のうち、入所施設や居住系サービス、濃厚接触者等に対してもサービス継続を行う必要がある訪問系サービス等感染者が発生してもなおサービスを継続して行うことを前提としているものを対象とすることを想定しています。  
この点にも留意しつつ、それぞれの担当の間で、防護具等の管理、配布方法について事前に調整しておく必要があります。
- その上で、感染が発生した社会福祉施設等に対しては、迅速に防護具等を供給する必要があることから、その不足を確認した上で、都道府県等が直接社会福祉施設等に対し持ち込むなど、迅速に供給するようお願いいたします。
- なお、国からの配送については、感染が発生した社会福祉施設等に対する支援を想定した品目と数量をお送りすることになりますが、それに加えて、再度の感染症の流行や管内の社会福祉施設等からの要望も踏まえて都道府県等で必要な防護具等を幅広く確保し、備蓄しておくことに努めてください。

## 2 全ての社会福祉施設等への防護具等の支援について

### (1) 基本的な考え方

- 上記1の施設を含め、全ての社会福祉施設等についても、一般的な感染拡大防止の観点からは、マスクや手指消毒用エタノール等の必要な防護具等を確保して、サービスを提供することが必要です。
- これらの防護具等についても、依然として、防護具等の国内需給の逼迫状況は完全に解消はされておらず、それぞれの社会福祉施設等では入手が困難な場合があることから、管内の社会福祉施設等のサービス提供に支障を及ぼさないよう、これらの防護具等についても都道府県等の民生主管部局が各社会福祉施設の需要を把握した上で、主体的に確保・備蓄し、適切に放出を行うことが望ましいと考えられます。なお、手指消毒用エタノールについては、別途ご連絡している優先供給スキームを適宜ご活用ください。

### (2) 検討・準備いただきたい点について

- (1)の考え方を踏まえ、国から今後、都道府県等の民生主管部局に対し、マスクの配布を検討していますので、都道府県等内に備蓄する場所（倉庫）や都道府県等内部での管理体制を整備いただくようお願いいたします。

(6月下旬以降配送予定。第1弾は約4,000万枚のサージカルマスクを国が購入し、人口比で配布予定です。第2弾以降は不織布マスクを順次配布予定です。詳細は追ってお知らせします。)

このマスクの配布対象は、上記1と異なり、感染が発生した社会福祉施設等のみに限定されるものではありませんので、管内の社会福祉施設等の在庫状況や都道府県等における備蓄状況、マスクの流通状況等を踏まえ、適切な備蓄や配布の方法をご検討いただきますようお願いいたします。

また、高齢者施策・障害児者施策・児童福祉施策・生活困窮者施策それぞれの担当の間で、マスクの按分方法や管理、配布方法について事前に調整しておく必要があります。

その上で、当該マスクについて適切に管理、備蓄、配布いただきますようお願いいたします。

- なお、上記のマスクの配布に限らず、管内の社会福祉施設等におけるサービス継続の観点から、都道府県等の民生主管部局が適切に防護具等を確保することは望ましいことと考えられますので、管内の感染症の流行状況や管内の社会福祉施設等からの要望も踏まえて都道府県等で必要な物資を幅広く確保し、備蓄しておき、必要に応じて適切に放出することに努めてください。

(問合せ先)

<児童養護施設・保育所等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線4868)

○厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (内線4853、4854)

○厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線4838)

○厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線4966)

<保護施設に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局保護課

TEL: 03-5253-1111 (内線2833)

<障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL: 03-5253-1111 (内線3148)

<介護保険サービスに関するお問い合わせ>

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3979、3996)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)